

児童生徒1人1台端末の整備事業（高等学校段階）

高等学校段階の生徒に対する貸与を目的として学校が行う、端末の整備を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）

2. 補助対象経費

学校が整備する以下の経費

- ・学習者用コンピュータ（端末・キーボード）
- ・機器の運搬搬入に必要な費用
- ・機器の設置、据え付け、調整に必要な費用

リース契約についても可とするが、補助対象となる期間は、契約を締結した日から令和4年3月31日までの令和3年度の契約分に限る

なお、以下に該当するものは補助対象外とする

- ・整備済みの学習者用コンピュータにかかる経費（継続して使用する場合はリース契約にかかる経費や、廃棄する場合のその撤去等にかかる経費を含む）
- ・令和4年度以降にかかる経費
- ・有償のソフトウェア
- ・補助対象整備台数を超えた学習者用コンピュータの整備にかかる経費
- ・他の国庫補助を受けている事業（予定を含む）
- ・前年度以前に契約が締結されている事業

3. 補助率等

補助対象経費の原則1／2以内

ただし、学習者用コンピュータの整備台数に4.5万円を乗じた額を補助上限額とする

なお、補助対象経費に学習者用コンピュータの整備台数を除いた額が3万円以下は実額、6万円未満は3万円を補助額単価とする

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする）

4. 補助対象整備台数

補助対象とできる学習者用コンピュータの整備台数の上限は、当該学校における高校生等奨学給付金（特別支援教育就学奨励費（第1段階の支弁区分に限る））の受給人数（見込み人数を含む）までとする

ただし、自都道府県外の受給人数について、学校での把握が困難な場合は、様式1に基づき、文部科学省が各都道府県に当該人数を照会し、該当があれば、その人数を補助対象整備台数に加算できるものとする

5. 留意点

補助算定の考え方については、別添3も参照